

第11回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会議事次第

日時：平成17年2月21日
13:30~15:30
場所：厚生労働省専用第21会議室(17F)

次 第

I 開 会

II 委員の改選等について

III 議 題

一次予防施策－「健康日本21」の中間評価－について(続)

○施策の概要について

○「健康日本21」暫定直近実績値の分析について

- (1) たばこ分野について
- (2) アルコール分野について
- (3) 糖尿病分野について
- (4) 循環器病分野について
- (5) がん分野について

IV その他

○地域保健対策検討会の設置について(報告事項)

○公衆衛生医師育成・確保のための環境整備に関する検討会報告書について(報告事項)

V 閉 会

【 配 付 資 料 一 覧 】

資料1-1

施策の概要

資料1-2

施策の概要 参考資料(1)(たばこ、アルコール)

資料1-3

施策の概要 参考資料(2)(糖尿病、循環器病、がん)

資料 2

「健康日本21」暫定直近実績値に係るデータ分析(概要)

資料 3

「健康日本21」暫定直近実績値に係るデータ分析

- (1) アルコール
- (2) 糖尿病
- (3) 循環器病
- (4) が ん
- (5) 関係資料

資料 4

地域保健対策検討会の設置について

資料 5

公衆衛生医師育成・確保のための環境整備に関する検討会報告書について

施策の概要

個別分野の施策

<p>たばこ</p>	<p>たばこは、がんや循環器病など多くの疾患と関連があるほか、妊娠に関連した異常の危険因子である。「健康日本21」においては、①たばこの健康影響についての十分な知識の普及、②未成年者の喫煙防止(防煙)、③受動喫煙の害を排除し、減少させるための環境づくり(分煙)、④禁煙希望者に対する禁煙支援について設定している。また、厚生科学審議会の「今後のたばこ対策の基本的考え方について」(平成14年12月25日意見具申)においては、「国民の健康増進の観点から、今後、たばこ対策に一層取り組むことにより、喫煙率を引き下げ、たばこの消費を抑制し、国民の健康に与える悪影響を低減させていくことが必要である。」と指摘されている。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. 喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及 ○禁煙週間及び世界禁煙デー記念シンポジウムの開催 喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指し、世界保健機関(WHO)が平成元年に毎年5月31日を「世界禁煙デー」と定めたとあるところである。これを受け、厚生労働省においても「世界禁煙デー」に始まる一週間を「禁煙週間」と定め、「世界禁煙デー記念シンポジウム」を開催するとともに、ポスターの配布等により正しい知識の普及啓発を行っている。 ○ホームページを活用した情報提供 厚生労働省のホームページを利用してたばこに関する情報を国民に提供している。 ○「喫煙と健康問題に関する検討会」報告書(平成13年12月) 「健康日本21」の策定を踏まえ、専門家による検討を行い、たばこ健康問題に関する最新の科学的知見を集積した報告書が取りまとめられた。</p> <p>2. 未成年者の喫煙防止 ○未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号) 未成年者の喫煙禁止、未成年者にたばこを販売した者に対する罰則等を規定している。 ○成人識別機能付たばこ自動販売機の設置 日本たばこ協会、日本自動販売機工業会及び全国たばこ販売協同組合連合会が、平成20年からの全国一斉稼働をめざし、現在、鹿児島県種子島の1市2町にて試験を実施している。 ○未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組みについて(平成16年6月28日3省庁局長連名通知) 年齢確認の徹底、たばこ自動販売機の適正な管理の徹底等、未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法について、警察庁、財務省及び厚生労働省より関係業界界に通知を发出了した。 ○たばこ対策関係省庁連絡会議の設置 「たばこ規制枠組条約」を踏まえ、関係省庁が密接に連携してたばこ対策を促進するため、平成16年6月15日に関係省庁連絡会議を設け、たばこ対策の充実強化を図るための体制整備を行った。 また、未成年者の喫煙率は、依然として高率のまま推移していることから、関係省庁連絡会議幹事会の下に「未成年者喫煙防止対策ワーキンググループ」を平成17年1月18日に設置し、各省庁の密接な連携の下、未成年者の喫煙防止対策を促進することとした。</p> <p>3. 公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及 ○受動喫煙防止対策について(平成15年4月30日健康局長通知) 健康増進法において、多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨を規定している。これを受け、平成14年6月に策定した分煙効果判定基準報告書等を参考にしながら、適切な受動喫煙防止対策を推進するよう、都道府県等に対して、同法の施行に併せ通知を发出了した。 ○地方自治体庁舎等における禁煙・分煙の実施状況調査 平成12年9月に、地方自治体庁舎等の公共の場及び職場を対象に、禁煙・分煙の実施状況調査を行っており、その後、平成15年5月に健康増進法が施行されたことを受け、施行後約半年を経過した時点(平成16年1月5日現在)での状況を把握するために、同様の調査を再度実施し、昨年10月にその結果を公表した。 ○たばこ対策緊急特別促進事業(平成17年度予定) 都道府県において、①地域の関係者で構成される協議会を設け、関係者が連携してたばこ対策に取り組むこと、②受動喫煙対策が遅れている施設等を対象とした禁煙・分煙指導の強化を図ること等に重点を置いた対策を支援し、地域におけるたばこ対策の推進を図ることとしている。</p>

<p>施策の概要</p>	<p>4. 禁煙支援プログラムの普及 ○たばこ対策担当者講習会の開催 都道府県、政令市及び特別区のたばこ対策担当者を対象に、効果的なたばこ対策の推進に必要な最新の動向や知識の修得を図るために講習会を開催している。平成16年度からは、地方自治体と他の健康増進事業実施者との連携を図り、たばこ対策を効果的に推進するため、新たに医療保険者の保健事業実施担当者及び労働安全衛生法における安全衛生担当者等の参加も募り、講習会を実施している。</p> <p>○禁煙指導プログラムの作成(平成17年度予定) すべての市町村で禁煙支援が実施されるよう、必要な基礎知識、指導方法等について、禁煙指導プログラムを作成することとしている。</p> <p>5. その他 ○健康科学総合研究事業 国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、国内外の喫煙の実態に関する研究、喫煙習慣の改善に関する研究、未成年者の喫煙防止に関する研究等健康影響と喫煙対策の動向に関する研究を実施し、健康日本21の目標値の設定等の基礎資料として活用している。</p> <p>○たばこ対策に係る組織の拡充 厚生労働省においてたばこ対策に関する体制を強化するほか、保健医療科学院においてたばこ政策に係る効果的政策提言と実践に関する調査研究体制の整備を図ることとしている。</p>
--------------	---

個別分野の施策	
<p>アルコール</p>	<p>飲酒は、急性アルコール中毒や臓器障害の原因となることがあり、健康に対し大きな影響を与えるものである。近年、成人の飲酒による健康影響の問題のみならず、未成年者による飲酒が問題となっており、また、アルコールに関連した問題は、健康に限らず交通事故等社会的な問題にも影響するものである。「健康日本21」においては、①多量飲酒者の減少、②未成年者の飲酒防止、③節度ある適度な飲酒についての知識の普及について設定している。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. 多量に飲酒する人の減少 ○アルコール対策担当者講習会の開催 都道府県、政令市及び特別区のアルコール対策担当者との健康増進事業実施者との連携を図り、効果的なアルコール対策の推進に必要な最新の動向や知識の修得を図るため、医療保険者の保健事業実施担当者及び労働安全衛生法における安全衛生担当者等の参加も募り、平成16年度からアルコール対策について講習会を実施している。</p> <p>2. 未成年者の飲酒防止 ○未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号) 未成年者の飲酒禁止、未成年者に酒類を販売した者に対する罰則等を規定している。</p> <p>○「未成年者飲酒防止強調月間」(平成13年10月) 「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」(平成12年8月30日酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会決定)に基づき、毎年4月に未成年者飲酒防止強調月間を設け、関係省庁が全国的な広報啓発活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚を図っている。</p> <p>○未成年者飲酒防止に係る取組について(平成13年12月28日3省庁局長連名通知) 年齢確認の徹底、酒類自動販売機の適正な管理の徹底等、酒類販売における未成年者飲酒防止に係る取組について、警察庁、国税庁及び厚生労働省より関係業界宛に通知を发出した。</p> <p>3. 「節度ある適度な飲酒」の知識の普及 ○ホームページを活用した情報提供 厚生労働省のホームページを利用してアルコールに関する情報を国民に提供している。</p> <p>○シンポジウムの開催 アルコールがもたらす未成年者への健康影響について、正しい知識を普及啓発し、未成年者飲酒防止を呼びかけるためのシンポジウムを開催している。</p> <p>4. その他 ○健康科学総合研究事業 国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、国内外の飲酒の実態に関する研究、飲酒習慣の改善に関する研究、未成年者飲酒防止に関する研究等健康影響とアルコール対策の動向に関する研究を実施し、健康日本21の目標値の設定等の基礎資料として活用している。</p> <p>○「酒類販売業に関する懇談会」取りまとめ(平成16年12月国税庁) 酒類販売を取り巻く環境が大きく変化するなかで、これまでの取組を踏まえ、酒類の販売管理に対する社会的要請への今後のさらなる対応としてどのような施策が考えられるか検討を行い、「酒類販売業等に対する社会的要請へのさらなる対応のあり方」が取りまとめられた。</p> <p>○酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会の設置について(平成12年4月) 酒類に係る不当販売の防止対策の強化等公正取引環境の整備及び対面販売の励行の徹底等社会規制の実施について、関係省庁間で連絡協議会を行い、関係施策の強化を図り、総合的な取組を推進するため協議会を設置。</p> <p>○未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱(平成12年8月) 未成年者の飲酒防止等のための社会的規制及び酒類販売の公正な取引環境の整備が強く要請されていることにかんがみ、関係省庁において酒類の販売方法や取り締まりの強化等について、施策の徹底を図ることとした。</p> <p>○アルコール教育実践講座((独)国立病院機構久里浜アルコール症センター) 医師及び看護師等のアルコール関連従事者に対する予防及び診断、治療に関する研修を開催している。</p>

個別分野の施策	
糖尿病	我が国の糖尿病患者数は、生活習慣と社会環境の変化に伴って急速に増加している。糖尿病は自覚症状がないことが多く、放置すると網膜症・腎症・神経障害などの合併症を引き起こし、末期には失明したり透析治療が必要となることがある。さらに、糖尿病は脳卒中、虚血性心疾患などの心血管疾患の発症・進展を促進することも知られており、生活の質の低下等を招いている。この疾患の対策としては、発症の予防、早期発見、合併症の予防が重要である。 また、平成14年度に実施した糖尿病実態調査によると糖尿病が強く疑われる人は約740万人、糖尿病の可能性を否定できない人を合わせると約1,620万人と推計され、前回の調査結果を上回る結果となっている。 「健康日本21」では、糖尿病の一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、糖尿病有病者の早期発見及び治療の継続について設定しており、平成17年度から開始される健康フロンティア戦略においては、糖尿病について発生率の20%減少を目標に掲げている。
施策の概要	<p>1. 科学的根拠に基づく糖尿病対策の推進</p> <p>(1)調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○糖尿病実態調査の実施 (5年毎に調査を実施。直近：平成14年度) ○国民栄養調査の実施(～平成14年)、国民健康・栄養調査の実施(平成15年～)(栄養・食生活分野の再掲) <p>(2)研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働科学研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・循環器疾患等総合研究事業 (糖尿病対策研究) 糖尿病について、予防、診断及び合併症を含む治療法の研究等、従来からの研究事業の取組に加え、将来における具体的な成果目標を設定し、確実な目標達成に向けた取組を推進する大規模戦略研究を平成17年度から5か年計画で実施する。 ・健康科学総合研究事業 糖尿病をはじめ、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、運動・栄養指導等による生活習慣病予防対策に関する研究等を実施している。 ・医療技術評価総合研究事業 (EBMの手法に基づく診療ガイドライン) 糖尿病及びその合併症の診療において、診療の基準や指針を明示し適切な判断を下せるよう支援するガイドラインを作成している。 <p>2. 糖尿病に関する知識の普及啓発(一次予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○糖尿病予防のための栄養・運動指導マニュアル(仮称)の策定(平成17年度) 国民一人ひとりの食生活や運動に関する行動変容を支援し、生活習慣改善の実践に繋がるよう効果的な栄養・運動指導を実施するために、最新の科学的根拠及び効果的な指導方法を整理するとともに、糖尿病予防に重点を置いた栄養・運動指導マニュアルを作成し、普及啓発を実施する。 ○栄養・食生活に関する普及啓発(栄養・食生活分野の再掲) <ul style="list-style-type: none"> ・日本人の食事摂取基準の策定 ・食生活指針の普及啓発(平成12年3月閣議決定) ・食生活改善推進員による普及啓発 ・食生活改善普及月間(毎年10月) ・健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書(平成16年3月) ・フードガイド(仮称)の策定と普及啓発 ○運動習慣の定着に必要な知識の普及・啓発(身体活動・運動分野の再掲) <ul style="list-style-type: none"> ・運動所要量及び運動指針の改定(平成17年度) ○健康増進施設の認定(身体活動・運動分野の再掲) ○生活習慣病予防週間(毎年2月1日～7日) 生活習慣病を予防するためには、健康づくりのための正しい知識の普及啓発を図ることが重要であることから、自らの生活習慣を見直すきっかけ(行動変容)となることを目的として実施している。

3. 糖尿病の早期発見(二次予防)及び重症化の予防	<ul style="list-style-type: none"> ○老人保健事業による一般健診及び事後指導 医療等以外の保健事業は、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の6事業からなり、市町村が、40歳以上の住民を対象として実施している。健康診査については、基本健康診査項目の中に血糖検査及びヘモグロビンA1cを取り入れ実施しており、健康教育については、個別健康教育のなかで、糖尿病の個別健康教育を実施している。 ○国保ヘルスアップモデル事業 糖尿病等の生活習慣病のハイリスク者に対する個別健康支援プログラムを開発・実践し、モデル事業の分析・評価を行うため、指定市町村(平成14年度から平成16年度にかけて、原則、都道府県に1カ所を指定)において、指定を受けた年度から3年間モデル事業を実施し、その結果から有効な個別健康支援プログラムの実施マニュアルの策定に取り組んでいる。 <p>(参考) 関係団体による取組として、社団法人日本医師会、社団法人日本糖尿病学会及び社団法人日本糖尿病協会において、糖尿病の発症予防、合併症防止等の糖尿病対策をより一層推進し、国民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とした「糖尿病対策推進会議」を設置したところである。 また、社団法人日本栄養士会においては、糖尿病の予防活動に重点をおいた活動を行うため、47都道府県栄養士会に「栄養ケア・ステーション」を設置することとしている。</p>
施策の概要	

個別分野の施策

<p>循環器病</p>	<p>脳血管疾患と虚血性心疾患を含む循環器疾患は、我が国の死亡原因の第2位及び第3位であり、全体の約3割を占めている。循環器系疾患については、後遺症のために、本人の生活の質の低下を招く大きな原因となっており、特に脳卒中は、「寝たきり」の主要な要因となる等、循環器病の罹患率及び死亡率の改善が一層重要である。</p> <p>「健康日本21」では、循環器病の一次予防の観点から、生活習慣の改善及び循環器病の早期発見について目標を設定しており、平成17年度から開始される健康フロンティア戦略においては、心疾患及び脳卒中対策としてそれぞれ死亡率の25%改善を目標に掲げている。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. 科学的根拠に基づく循環器疾患対策の推進</p> <p>(1)調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○循環器疾患基礎調査の実施 我が国における心臓病、脳卒中等の成人の循環器疾患及び危険因子に関して、その現状を把握し、今後の循環器疾患対策の検討に資することを目的として実施している。 (10年毎に調査を実施。直近：平成12年度) ○国民栄養調査の実施(～平成14年)、国民健康・栄養調査の実施(平成15年～)(栄養・食生活分野の再掲) <p>(2)研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働科学研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・循環器疾患等総合研究事業 心疾患、脳血管疾患、それらの背景疾患である糖尿病、高血圧、高脂血症等の分野について、多くの研究者・研究施設の参加の下、最善かつ標準的な医療技術の確立を目指した大規模な臨床研究を実施している。 ・健康科学総合研究事業(栄養・食生活分野の再掲) 心疾患、脳血管疾患をはじめ、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、運動・栄養指導等による生活習慣病予防対策に関する研究等を実施している。 ○循環器病診療施設情報ネットワークの構築 全国の研究・診療レベルの施設・地域間の格差是正を目指すため、循環器病の各種データベースを構築し、「循環器病診療施設総合支援システム」を国立循環器病センターと都道府県にある地方中核循環器病センターとをネットワーク化している。 <p>2. 循環器疾患対策に関する知識の普及啓発(一次予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○脳卒中対策に関する検討会中間報告書(平成11年9月) 脳卒中は我が国の主要な死因であるとともに、後遺症を残したり、寝たきりの約4割を占めるなど、社会的影響の極めて大きな疾患であり、本検討会においては、 <ol style="list-style-type: none"> ①脳卒中の予防対策の強化 ②脳卒中急性期医療の充実 ③リハビリテーションの充実 という3つの観点から総合的な脳卒中対策を検討した。 <p>(栄養・食生活分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○栄養・食生活に関する普及啓発(栄養・食生活分野の再掲) <ul style="list-style-type: none"> ・日本人の食事摂取基準の策定 ・食生活指針の普及啓発(平成12年3月閣議決定) ・食生活改善推進員による普及啓発 ・食生活改善普及月間(毎年10月) ・健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書(平成16年3月) ・フードガイド(仮称)の策定と普及啓発 <p>(身体活動・運動分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運動習慣の定着に必要な知識の普及・啓発(身体活動・運動分野の再掲) <ul style="list-style-type: none"> ・運動所要量及び運動指針の改定(平成17年度) ・健康増進施設の認定(身体活動・運動分野の再掲)

<p>施策の概要</p>	<p>(たばこ分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及(たばこ分野の再掲) ○未成年者の喫煙防止(たばこ分野の再掲) ○公共の場や職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及(たばこ分野の再掲) ○禁煙支援プログラムの普及(たばこ分野の再掲) <p>(アルコール分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多量に飲酒する人の減少(アルコール分野の再掲) ○未成年者の飲酒をなくす(アルコール分野の再掲) ○「節度ある適度な飲酒」の知識の普及(アルコール分野の再掲) <p>3. 循環器疾患の早期発見(二次予防)及び重症化の予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老人保健事業による一般健診及び事後指導 医療等以外の保健事業は、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の6事業からなり、市町村が、40歳以上の住民を対象として実施している。健康診査については、基本健康診査項目の中に循環器等についての検査項目が含まれており、健康教育については、個別健康教育のなかで、高血圧、高脂血症等の個別健康教育を実施している。 ○介護予防・地域支え合い事業 在宅の高齢者に対し、要介護状態にならないようにするとともに、自立した生活を送ることができるよう、市町村において地域の実情に応じ、介護予防等事業、高齢者等の生活支援事業及び家族介護支援事業等を行っており、また、都道府県・指定都市においても寝たきり予防対策の普及啓発事業等を実施している。(現在国会提出中の介護保険法改正法案では、地域支援事業として再編することとされている。) ○国保ヘルスアップモデル事業 循環器疾患等の生活習慣病のハイリスク者に対する個別健康支援プログラムを開発・実践し、モデル事業の分析・評価を行うため、指定市町村(平成14年度から平成16年度にかけて、原則、都道府県に1カ所を指定)において、指定を受けた年度から3年間モデル事業を実施し、その結果から有効な個別健康支援プログラムの実施マニュアルの策定に取り組んでいる。 ○CCU(心疾患の集中治療)、SCU(脳卒中の集中治療)専用病室(施設・設備)整備事業 心臓病及び脳卒中に対する救急医療体制の充実を図るため、救命救急センター及び二次救急医療施設において、CCU専用医療機器・専用病室及びSCU専用医療機器・専用病室を整備している。 ○ドクターヘリ導入促進事業 救命率の向上及び広域患者搬送を目的として、救急患者に早期治療を開始するとともに、医療機関へ迅速に搬送するドクターヘリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)を救命救急センターに整備している。
--------------	---

個別分野の施策

がん	<p>がんは、昭和56年より我が国の死亡原因の第1位であり、現在では年間30万人の方が亡くなっている。これに対応するためには、生活習慣の改善による予防の取組が重要である。これまで、昭和59年度から3次にわたるがん戦略事業を推進しており、昭和59年度から平成5年度までを「対がん10カ年総合戦略」、平成6年度から15年度までを「がん克服新10か年戦略」として研究に重点を置いた取組を実施してきた。この取組によりがんの診断・治療技術は進歩しているが、今後はがん検診による早期発見・早期治療など予防に向けた取組が一層重要となっている。厚生労働省においては、がん対策を強力に推進するべく、平成16年度からがんの罹患率と死亡率の激減を目指して「第3次対がん10か年総合戦略」を推進しているところである。</p> <p>「健康日本21」では、がんの一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、がんの検診の受診者等について設定しており、平成17年度から開始される健康フロンティア戦略においては、がん対策として5年生存率の20%改善を目標に掲げている。</p>
施策の概要	<p>1. がん研究の推進</p> <p>(1)「対がん10カ年総合戦略」(昭和59年度～平成5年度)</p> <p>がんの本態解明を推進するため、重点研究課題を設定し研究を進め、これまで不明であった数々の発がん機構の解明がなされ、本態解明に迫る成果をあげた。</p> <p>(主な成果) ・遺伝子の傷を効率よく調べる方法の開発 ・がん研究の成果に基づき「がん予防の12か条」を策定 ・胃カメラや腹腔鏡など内視鏡を用いた診断・治療法の開発</p> <p>(2)「がん克服新10か年戦略」(平成6年度～平成15年度)</p> <p>がんの本態解明からがん克服へという戦略の目標達成に向けて重点研究課題の研究に取り組むとともに研究支援事業を進め、更なるがんの本態解明、各種がんの早期発見法の確立、標準的な治療法の確立等診断・治療技術は目覚ましい進歩を遂げた。</p> <p>(主な成果) ・発がんや転移に関わっているがん関連遺伝子の発見 ・肺がんや乳がんに関与しているかを血液で調べる方法の開発 ・ヘリカルCTを用いた肺がんの早期発見 ・口腔がん、直腸がん、膀胱がんなどで体に負担の少ない縮小手術の実現</p> <p>(3)「第3次対がん10か年総合戦略」(平成16年度～平成25年度)</p> <p>これまでの20年にわたる戦略の推進の結果、胃がん、子宮がんによる死亡率は低下し、胃がんなどの生存率は向上したが、一方で、国民の生活習慣の変化その他により大腸がん等の欧米型のがんは増加を続けている。</p> <p>このため、第3次対がん10か年総合戦略では、がんの罹患率と死亡率の激減を新たな戦略目標とし、更なるがんの本態解明、基礎研究の成果を幅広く予防、診断、治療に応用するトランスレーショナルリサーチの推進、予防・診断・治療法の開発及びがんの実態把握とがん情報・診断技術の発信・普及についての研究を重点的に推進している。</p> <p>・第3次対がん総合戦略研究事業 更なるがんの本態解明を進めるとともに、その成果を幅広く応用するトランスレーショナルリサーチの推進、革新的な予防、診断、治療法の開発及び根拠に基づく医療の推進を図るための質の高い大規模な臨床研究を実施している。</p> <p>・医療技術評価総合研究事業 (EBMの手法に基づく診療ガイドライン)</p> <p>2. がん予防の推進</p> <p>○「第3次対がん10か年総合戦略」</p> <p>がんによる罹患率を減少させるためには、がん予防の研究成果に基づき、国民の生活習慣等の行動変容、有効ながん検診の拡充等を図っていくことが必要であり、このため、がんの有効な予防法を確立するとともに、がん予防に関する知識を広く国民に周知し、さらに最新の研究成果に基づきがん検診の効果を高めていくこととしている。</p> <p>・国立がんセンターがん予防・検診研究センターにおける検診事業等の推進 ・マンモグラフィの緊急整備事業の実施(平成17年度から)</p> <p>(たばこ分野)</p> <p>○喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及(たばこ分野の再掲) ○未成年者の喫煙防止(たばこ分野の再掲) ○公共の場や職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及(たばこ分野の再掲) ○禁煙支援プログラムの普及(たばこ分野の再掲)</p>

施策の概要	<p>(栄養・食生活分野)</p> <p>○栄養・食生活に関する知識の普及啓発(栄養・食生活分野の再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活指針の普及啓発(平成12年3月閣議決定) ・食生活改善推進員による普及啓発 ・食生活改善普及月間(毎年10月) ・健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書(平成16年3月) ・フードガイド(仮称)の策定と普及啓発 <p>(アルコール分野)</p> <p>○多量に飲酒する人の減少(アルコール分野の再掲) ○未成年者の飲酒をなくす(アルコール分野の再掲) ○「節度ある適度な飲酒」の知識の普及(アルコール分野に別掲)</p> <p>(がん検診)</p> <p>○市町村が実施するがん検診事業</p> <p>老人保健事業におけるがん検診は、平成10年度から市町村の事業として実施しており、適切ながん検診を実施していくための指針を各自治体等に示している。</p> <p>平成14年度の地域保健・老人保健事業報告によると受診率は、胃がんが13.0%、子宮がんが14.6%、肺がんが22.8%、乳がんが12.4%、大腸がんが17.1%となっている。</p> <p>○がん検診に関する検討会</p> <p>市町村において実施されているがん検診について、平成15年12月に老健局長の私的検討会である「がん検診に関する検討会」が設置され個々のがん検診についての検討が進められている。平成16年3月には、乳がん及び子宮がん検診の見直しについて中間報告がまとめられ、その報告に基づき指針が見直されたほか、広く普及啓発事業を実施している。また、現在は、大腸がん検診について検討が行われている。</p> <p>3. がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備</p> <p>○「第3次対がん10か年総合戦略」</p> <p>国立がんセンター等のがん研究・治療の中核的拠点機能の強化、がん医療の「均てん化」等を強力に進めること等により全国どこでも最適ながん医療が受けられ、がんの治療率が向上するとともに、がん患者の生活の質(QOL)が向上する社会を目指す。</p> <p>・がん登録制度の推進 がん対策を推進する上で重要な基礎となるがん登録制度について、現在、その標準化と精度の向上を目指した取組を研究事業により実施している。</p> <p>・がん診療施設情報ネットワーク事業 全国どこでも質の高いがん診療が受けられるよう、平成6年度から、医療機関(国立がんセンター、地方中核がんセンター)との間で診療情報等のネットワークの構築を図り、通常のメディカルカンファレンスをはじめ、病理診断・画像診断など数多くの検討会等を実施している。</p> <p>・地域がん診療拠点病院制度 質の高いがん医療の全国的な均てん化を目的として、平成13年度から、2次医療圏に1カ所程度を目安に地域がん診療拠点病院の指定を行っており、現在135か所の医療機関を指定している。同病院に対しては、わが国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん等)につき、地域の医療機関との連携を図り、質の高いがん医療が提供できるよう、研修の実施、院内がん登録の整備、がん情報の提供等必要な機能を求めている。</p> <p>また、地域がん診療拠点病院制度については、後述の「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」で検討されており、当該検討会の報告書を踏まえて必要な見直しを行うこととしている。</p> <p>○「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」</p> <p>第3次対がん10か年総合戦略及び健康フロンティア戦略においても重要な課題であるがん医療の「均てん化」については、平成16年9月に厚生労働大臣の懇談会として検討会を立ち上げ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①がん専門医等の育成 ②各がん専門医療機関の役割分担 ③地域がん診療拠点病院制度のあり方 <p>等について検討を行っており、本年度末を目途に報告書を取りまとめることとしている。</p>
-------	---